

〔福岡市環境行動賞〕応募・表彰の件数について

	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回
<b>応募件数</b>	108	82	90	104	75
個人	13	10	18	29	23
団体	15 <sup>※2</sup>	9	52	46	40
学校	11	5	9	15	12
事業者	7	5	11	14	—
各区推薦 <sup>※1</sup>	62	53	—	—	
<b>表彰件数</b>	95	75	75	94	
<b>大賞</b>	—	—	1	1	
<b>最優秀賞</b>	4	4	4	4	
個人	1	1	1	1	
団体	1	1	1	1	
学校	1	1	1	1	
事業者	1	1	1	1	—
<b>優秀賞</b>	8	7	6	6	
個人	2	2	2	1	
団体	2	2	2	1	
学校	2	1	2	2	
事業者	2	2	—	2	—
<b>特別賞</b>	2	1	1	2	
個人	1	—	—	—	
団体	1	—	—	1	
学校	—	—	—	—	
事業者	—	1	1	1	—
<b>みらい チャレンジ賞<sup>※3</sup></b>	—	—	—	3	
個人	—	—	—	—	
団体	—	—	—	1	
学校	—	—	—	2	
事業者	—	—	—	—	—
<b>奨励賞</b>	82	63	69	78	

(※1) 第9回までは環境局と各区推薦に分けて応募を受け付けていたもの

(※2) 内2件辞退

(※3) 第11回より新設された賞

＜参考＞今後のスケジュール(予定)

- 8月中旬・下旬 受賞者決定通知
- 9月下旬～ 表彰式開催に関する広報
  - 市政だより掲載(10月1日号)
  - 市ホームページ・SNSへの掲載
- 10月25日(土) 表彰式(環境フェスティバルふくおか2025)

# 福岡市環境行動賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境保全及び創造に貢献し、顕著な功績のあった個人、団体及び学校を顕彰することを目的とする「福岡市環境行動賞（以下「表彰」という。）」について必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象は、福岡市内を主たる活動の場とし、次の各号のいずれかの普及啓発・実践活動・学術研究等に積極的に取り組み、著しい効果をあげ、特にその功績が顕著であると認められる個人、団体及び学校とする。

- (1) 地球温暖化対策（省エネルギー対策など）
- (2) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用
- (3) 自然環境保護（里山保全・植林・博多湾保全など）
- (4) 環境美化（地域清掃など）
- (5) 環境教育・学習
- (6) その他前各号に準ずる功績があり、表彰に値すると認められるもの

(表彰の種類)

第3条 賞の種類については、次のとおりとする。

- (1) 大賞
- (2) 最優秀賞
- (3) 優秀賞
- (4) 特別賞
- (5) みらいチャレンジ賞
- (6) 奨励賞

(受賞者の決定)

第4条 受賞者は、一般公募により応募があったものの中から、第5条に定める福岡市環境行動賞選考委員会における委員の意見を聴き、市が決定する。

2 各賞の決定については、別に定める。

(選考委員会)

第5条 受賞者の選考を公正かつ適正に行うため、意見を聴取する機関として選考委員会を置く。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、次のとおり行う。

- (1) 大賞・最優秀賞・優秀賞・特別賞・みらいチャレンジ賞は、表彰盾及び副賞を贈呈する。
- (2) 奨励賞は、表彰状、又は感謝状を贈呈する。

(事務局)

第7条 この表彰に関する総合的な調整事務は、福岡市環境局環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

(既存の表彰要綱の廃止)

2 福岡市環境保全・美化功労者表彰要綱（平成9年5月1日施行）及び福岡市ごみ減量・再資源化優良事業者等表彰要綱（平成8年6月20日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

# 福岡市環境行動賞表彰実施要領

令和6年8月 20 日改正

## 1 趣旨

この要領は、福岡市環境行動賞表彰要綱（平成 19 年 5 月 1 日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 表彰対象者

(1) 要綱第 2 条に規定する個人、団体及び学校とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- ①「個人」とは、市内に居住し、又は市内で勤務している者であって、要綱第 2 条に定める活動（以下「環境活動」という。）に取り組んでいる者（応募した日から当該推薦年度の受賞者決定までに死亡した者を含む。）。ただし、国、県及び市職員（出資団体職員も含む）がその職務として行っていた取組及び個人による家庭内での取組は対象外とする。
- ②「団体」とは、3 人以上で構成する営利目的の法人（法人格を持たない団体も含む）以外の団体であって、団体の本拠を市内に有し、又は環境活動を市内で実施しているもの。ただし、市の出資法人、政治団体及び宗教団体は除く。
- ③「学校」とは、市内に所在地を有し、又は市内で園児、児童、生徒及び学生が主体的に環境活動に取り組んでいる保育園（所）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学(短期大学及び大学院を含む)、専修学校及び各種学校。

(2) 前項の①から③については、市外に居住もしくは本拠等を有する場合であっても、本市の環境保全及び市民意識の向上に関して多大な貢献を行ったと認められるものは表彰対象者とする。

(3) 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、表彰対象としない。

- ①福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）となっている団体
- ②暴排条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ③社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題があるもの

## 3 募集方法

(1) 一般公募とする。自薦・他薦は問わない。

## 4 各賞の決定

(1) 要綱第 4 条第 2 項に規定する各賞の決定については、次に掲げるとおりとする。

なお、過去に大賞を授与されたものは、表彰しない。また過去に最優秀賞・優秀賞を授与されたものは、その上位の表彰でなければ表彰しない。過去にみらいチャレンジ賞または特別賞を授与されたものは、それぞれ同賞の表彰はしない。ただし、過去に当該表彰を授与された活動の取組内容と異なる場合はこの限りではない。

#### ①大賞（該当がある場合に1件）

最優秀賞に選考された表彰対象者の中から、活動の取組内容、実績及び環境保全への貢献度等を総合的に判断し、特に著しい功績をあげたものを決定する。

②最優秀賞（優秀賞の該当がある場合に表彰対象者の区分別に1件×3、大賞に選考された対象者区分については優秀賞から繰り上げを行う）

活動の取組内容、実績及び環境保全への貢献度等を表彰対象者の区分別に審査し、特に著しい功績をあげたものを対象者区分毎に決定する。

③優秀賞（該当がある場合に表彰対象者の区分別に3件×3 合計9件程度）

活動の取組内容、実績及び環境保全への貢献度等を表彰対象者の区分別に審査し、著しい功績をあげたものを、対象者区分毎に決定する。

④特別賞（該当がある場合に全表彰対象者の中から1件程度）

特定の分野での取組に著しい功績が認められる場合は、特別に表彰する。この場合、上記①から③の受賞者と重複はしない。

⑤みらいチャレンジ賞（該当がある場合に全表彰対象者の中から合計2件程度）

活動の主体（複数名の場合は平均年齢）がおおむね30歳以下のものを対象とし、新たな視点をもって取組みを行っている活動及び周囲への拡がり期待される活動であるかを総合的に判断し、決定する。この場合、上記①から④の受賞者と重複はしない。

#### ⑥奨励賞

##### ア 表彰種別及び対象者

(ア) 「感謝状」対象者

環境活動に継続して3年以上取り組み、その活動が他の模範となる表彰対象者。ただし、過去に同一内容による活動により感謝状を贈呈されたものは除く。上記①～⑤の受賞者と重複はしない。

(イ) 「表彰状」対象者

過去に「感謝状」を贈呈されたもので、その環境活動に継続して8年以上取り組み、その活動が他の模範となる表彰対象者。ただし、過去8年以内に同一内容による活動により表彰状を授与されたものは除く。上記①～⑤の受賞者と重複はしない。

##### イ 活動年数等の算定

(ア) 活動年数は、その活動の開始の日から表彰対象者の募集を行う年度の4月1日までの期間とする。

(イ) 過去に表彰状を授与された日からの期間は、直近の表彰状を授与された年度の4月1日から次の表彰対象者の募集を行う年度の4月1日までの期間とする。

##### ウ その他

要綱施行の日以前において、福岡市環境保全・美化等功労者表彰要綱（平成19年5月1日廃止）に基づき「環境美化・リサイクル推進功労者」の表彰を授与されたものは、要綱に基づき奨励賞を授与されたものとみなす。

#### (2) 評価項目

対象者区分毎の評価項目は、別に定める。

## 5 表彰の取消

(1) 表彰を行った後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該表彰を取り消すことができる。  
また、表彰の取消を決定するときには、必要に応じて選考委員会と協議を行うこととする。

①受賞者及び受賞した活動内容が、同実施要領2の(1)(2)に規定する要件に該当しないこと、又は同実施要領2の(3)に規定する要件に該当することが判明したとき。

②応募の内容が事実と異なることが判明したとき。

(2) 取消の決定を行ったときは、当該受賞者へ速やかに通知し、贈呈品の返還を求める。